

東郷町民間木造住宅耐震補強設計費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、旧基準木造住宅の所有者が行う精密診断法を用いた木造住宅の補強設計に要する費用について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付については、東郷町補助金等交付規則（昭和56年東郷町規則第2号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次の要件を全て満たすものとする。

ア 東郷町内にある自己所有の木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅に限り、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）であること。

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は、2階建て以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 東郷町が実施する無料耐震診断（愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱（平成14年7月1日施行）第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断に限る。）

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断

(3) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(4) 精密診断プログラム 一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピュータソフトの精密診断法による木造住宅の診断プログラム（最新のバージョンのものに限る。）その他愛知県知事が認めるプログラムをいう。

(5) 耐震補強設計 精密診断プログラムを用いて行う旧基準木造住宅の耐震性を

向上させる補強計画となる設計をいう。

(6) 精密診断判定値 耐震補強設計後の上部構造評点のうち最小の値をいう。

(7) 耐震改修工事 次に掲げる工事をいう。

ア 第2号アにおいて判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、精密診断判定値を1.0以上とする工事。ただし、判定値に0.3を加算した精密診断判定値以上とする工事に限る。

イ 第2号イにおいて得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、精密診断判定値を1.0以上とする工事

(8) 一段目耐震改修工事 第2号アにおいて判定値が0.4以下又は同号イにおいて得点が40点以下と診断された旧基準木造住宅について、精密診断判定値を1.0以上とする補強計画に基づき、その一部を工事することにより、精密診断判定値を0.7以上1.0未満とする工事をいう。

(9) 二段目耐震改修工事 一段目耐震改修工事により補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、精密診断判定値を1.0以上とする工事をいう。

(10) 段階的耐震改修工事 工事を一段目耐震改修工事及び二段目耐震改修工事に分けて2回実施する工事をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 旧基準木造住宅を所有する者であること。

(2) 町税を滞納していない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助の対象となる耐震補強設計)

第4条 補助金の交付の対象となる耐震補強設計（以下「補助対象耐震補強設計」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 耐震改修工事の補強計画となる耐震補強設計

(2) 段階的耐震改修工事の補強計画となる耐震補強設計。ただし、一段目耐震改修工事及び二段目耐震改修工事の耐震補強設計を行う場合に限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象耐震補強設計に要する費用(耐震補強設計に直接関係のない費用は除く。)とする。

2 補助金の額は、前項に規定する経費に3分の2を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額とし、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震補強設計に着手する前に、東郷町民間木造住宅耐震補強設計費補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 固定資産家屋証明書(第2条第2号アに規定する無料耐震診断の報告書を添付するときは、省略することができる。)
- (2) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し(第2条第2号に掲げるものに限る。)
- (3) 耐震補強設計費見積書(補助対象耐震補強設計費とその他のものが区分されたもので、設計業者の記名があるものに限る。)
- (4) 耐震補強設計において使用する精密診断プログラムに関する資料(使用するプログラムが精密診断プログラムであることを証するもの)
- (5) 町税の納税証明書(未納額がないことを証するもの)又は町税納付状況の確認同意書

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、東郷町民間木造住宅耐震補強設計費補助金交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において必要がある場合は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、設計の概要、補助金の額又は交付決定者の変更があるときは、東郷町民間木造住宅耐震補強設計費補助金変更承認申請書(様式第3)に第6条各号に掲げる書類のうち計画変更に関するものを添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、東郷町民間木造住宅耐震補強設計費補助金変更承認通知書（様式第4）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助事業の中止及び廃止）

第9条 交付決定者は、補助対象耐震補強設計を中止し、又は廃止しようとするときは、東郷町民間木造住宅耐震補強設計中止（廃止）届（様式第5）を提出しなければならない。

（完了実績報告等）

第10条 交付決定者は、補助対象耐震補強設計が完了したときは、当該補助対象耐震補強設計の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、東郷町民間木造住宅耐震補強設計費補助金完了実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付決定があった日の属する年度に、東郷町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成24年東郷町要綱第12号）又は東郷町民間木造住宅段階的改修費補助金交付要綱（平成25年東郷町要綱第47号）による補助金の交付決定を受けて工事を実施する場合は、これらの要綱の規定により行う当該工事の完了実績報告の日を期日とすることができる。

- (1) 耐震補強設計契約書の写し
- (2) 耐震補強設計費内訳明細書（補助対象耐震補強設計費とその他のものが区分されたもので、設計業者が発行したものに限る。）
- (3) 耐震補強設計費請求書又は領収書の写し（設計業者が発行したものに限る。）
- (4) 案内図
- (5) 現況平面図
- (6) 次に掲げる書類による補強計画書（段階的耐震改修工事の補強計画の場合は、一段目耐震改修工事及び二段目耐震改修工事の2種類の補強計画書）
 - ア 補強計画図その他補強方法を示す書類
 - イ 耐震補強後の旧基準木造住宅についての精密診断プログラムを用いた耐震診断の総合評価（建築士の記名があるものに限る。）

(7) 耐震補強設計が耐震診断プログラムに基づき適切に行われたことを証する書類（建築士の記名があるものに限る。）

(8) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東郷町民間木造住宅耐震補強設計費補助金確定通知書（様式第7）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に東郷町民間木造住宅耐震補強設計費補助金支払請求書（様式第8）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 第10条に定める期日までに東郷町民間木造住宅耐震補強設計完了実績報告書が提出されなかったとき。

(4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

（書類の保管）

第14条 交付決定者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。